

公 告

佐掲示第 28 号

輸出入貨物の検査場所を指定する件

関税法第69条第1項の規定に基づき、佐世保税関支署における輸出入貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

なお、本指定の発出に伴い、「佐世保税関支署における輸出入の検査場所を指定する公示」（平成27年8月28日公示）は廃止する。

平成28年6月30日

佐世保税関支署長 西山光明

記

- 1 保税地域
- 2 税関官署(敷地を含む。)
- 3 佐世保港国際ターミナル内旅具検査場及び税関事務室(旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。)
- 4 佐世保港三浦岸壁(当該岸壁にけい留された本船を含む。)(旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。)